

平成 30 年度第 2 回指定障害福祉サービス事業者等集団指導実施要領

- 1 目 的 自立支援給付等対象サービス等の取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求等に関する事項及び法令遵守について周知徹底し、自立支援給付等対象サービス等の質の確保及び自立支援給付等の適正化を図ることを目的とする。
- 2 対 象 宮城県内（仙台市内除く）で指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設、指定相談支援事業所、指定障害児通所支援事業所又は指定障害児入所施設を運営する法人
- 3 日 時 平成 31 年 3 月 22 日（金）
【第一部】 午後 1 時から午後 2 時 15 分まで
【第二部】 午後 2 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
※受付開始は午後 0 時 30 分から
- 4 場 所 宮城県庁 2 階 講堂
仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号
- 5 内 容 **【第一部】**
平成 30 年度宮城県障害者虐待防止・権利擁護研修
 - ・ 全国及び宮城県における障害者虐待の現況について
 - ・ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止について**【第二部】**
 - 1 障害福祉サービス費等の電子請求について
 - 2 社会福祉施設における防犯対策等について
 - 3 障害者プランについて
 - 4 障害のある人もない人も共生する社会づくり条例について
 - 5 「第三期宮城県工賃向上支援計画」について
 - 6 障害者検診事業の紹介
 - 7 介護職員等による喀痰吸引等に係る制度について
 - 8 研修カリキュラムの見直し等について
 - 9 サビ管・児発管の人員配置基準上の取扱いについて
 - 10 主管課長会議の内容（報酬改定ほか）について
 - 11 平成 31 年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算の届出について
 - 12 多機能型事業所等の常勤の考え方について
 - 13 短期入所を行う事業所における人員の考え方について
 - 14 指定に関する書類における注意事項について
 - 15 事業者等指定要綱及び手引きの改正について
 - 16 介護給付費等に係る届出の取扱いについて
 - 17 就労系職員の取扱いについて
 - 18 就労継続支援 B 型基本報酬について
 - 19 サービス提供拒否の禁止について
 - 20 障害児通所支援事業所の基本報酬について
 - 21 指標該当児の適切な判定について
 - 22 障害児通所支援事業所の機能訓練担当職員について
 - 23 第三者評価の実施について
 - 24 障害福祉サービス等情報公表制度について

（一部変更となる場合もあります。）

※資料は障害福祉課のホームページ（下記アドレス）に3月18日（月）までに掲載予定です。

<http://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/service-tuuti.html>

当日資料は配布しませんので、必ず出席される1名分を印刷してご持参ください。

※ご質問がある場合は、別紙質問票に記載していただき、当日会場にて提出願います。

- 6 申し込み 別添出欠票を記入のうえ、平成31年3月11日（月）までに障害福祉課あて電子メール（syoufukuun@pref.miyagi.lg.jpあて）にて送信ください。

※FAXでの出欠票の提出はご遠慮ください。

※会場の座席の都合上、出席者は1法人あたり1名のみとしてください【厳守】

※また、県庁駐車場に限りがありますので、できるだけ公共交通機関を御利用ください。

- 7 受付 受付は、法人の所在圏域（仙台市・県外、北部・栗原圏域、仙南圏域、仙台圏域、東部・登米・気仙沼圏域）ごとに行います。

出席者の方は、受付担当職員に法人名、法人所在地（市町村名）、氏名をお伝えください。

- 8 問い合わせ先 宮城県保健福祉部障害福祉課運営指導班
電 話 022-211-2558
ファクシミリ 022-211-2597
電子メール syoufukuun@pref.miyagi.lg.jp